

三島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の骨子（案）

【条例制定の経緯】

令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がされました。このことから、議会においても、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、条例の制定を図るなど、適切な対応が求められています。

このような経過を踏まえまして、三島市議会におきましても、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、条例制定に向けまして、鋭意、協議・検討を重ねて参りました。このたび、条例案の骨子がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

【条例の概要】

1 目的

三島市議会議員（以下「議員」といいます。）が三島市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいいます。以下同じです。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることとしています。

2 報告

議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限ります。第1号エにおいて同じです。）における三島市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限ります。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならないこととします。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限ります。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

また、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならないこととします。

3 報告の一覧の作成及び公表

議長は、2の報告（訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならないこととします。

4 報告等の保存及び閲覧等

2の報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないこととします。

また、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができることとします。

5 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることとします。

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することとします。

【募集期間】

令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで

【提出方法】

パブリック・コメント用紙に、提出者の対象区分、住所、氏名及び連絡先を明記して、募集期間内に持参、郵送、FAX、Eメール又は電子申請で提出してください。

【提出先】

〒411-8666 三島市北田町4番47号 三島市議会事務局

FAX番号 055-983-2601

Eメールアドレス gikai@city.mishima.shizuoka.jp

電子申請 <https://logofrm.jp/form/pgff/393974>



【意見の取扱】

提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに公表します。なお、提出された意見への個別回答はいたしません。

【問合せ】

議会事務局 電話番号055-983-2600